

「越のリゾット」商標使用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県（以下「県」とする。）に帰属する「越のリゾット」の商標権に基づく適正な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、商標とは「越のリゾット」の名称のことをいう。

(商標の使用範囲)

第3条 商標は、次に掲げる場合に使用できるものとする。

- (1) 福井県が種苗法に基づき品種登録出願中の稲「越南300号」の販売のため米袋等に使用するとき。ただし、「越南300号」は農業試験場が譲渡した種で生産したものであること。
- (2) 別表1の指定商品のいずれかに該当する「越南300号」を用いた加工品を販売するとき。

(使用の申請)

第4条 加工品を販売するときに商標を使用しようとする者は、あらかじめ使用申請書（別記様式1）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続きを省略することができる。

- (1) 県の機関が使用する場合。
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合。
- (3) その他知事が適当と認める場合。

3 知事は、必要と判断したときには、申請者に対して書類の修正や追加書類の提出をもとめることができる。

(使用の許可)

第5条 知事は、使用申請書の提出があったときは、次に掲げる審査基準に基づきその内容を審査し、いずれにも該当しない場合は、使用許可書（別記様式2）（以下「許可書」という。）により使用を許可する旨を、いずれかに該当する場合は、使用不許可書（別記様式3）により使用を許可しない旨を通知するものとする。

- (1) 県の利益または商標のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 商標の使用によって、商品の品質の誤認または他社の商品との混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (3) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 販売しようとする商品に使用する「越南300号」が農業試験場が譲渡した種から生産されたものではないとき。
- (5) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。
- (6) その他知事が不適當と認める場合

2 知事は、前項の規定により商標の使用の許可（以下「使用許可」という。）をするに当たり、必要と認める場合は条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 前条の使用許可の通知を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) 商標使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講ずること。
- (4) 第三者が商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、ただちに県に連絡すること。
- (5) 商標を付した商品の瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 県が商標の使用に関して調査を行う場合は、報告を求められた内容を回答しなければならない。また、県に提出を求められた商品およびその他資料を提出しなければならない。
- (7) 商標の使用にあたり、故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

(使用の中止)

第7条 使用者は、商標を使用する必要がなくなったときは、使用許諾中止届(別記様式4)を知事に届出なければならない。

(使用許諾の取り消し)

第8条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条第1項に定める使用許可の審査基準のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他「越のリゾート」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項の規定により使用の許可が取り消しになった者は、使用許可の取消し後すみやかに、商品等を廃棄しなければならない。

3 県は、使用者が第1項の規定により使用許諾を取り消され、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(第三者に対する権利侵害)

第9条 知事は使用者が商標の使用により第三者の権利を侵害するに至ったときにおいても、その侵害についての一切の責を負わない。

(個人情報の取り扱い)

第10条 知事は、使用許可にあたり取得した申請者の個人情報を、福井県個人情報保護条例の趣旨に則り、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第11条 商標の使用料は、無料とする。

(権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、通常使用権を第三者に譲渡し、または再許諾することができない。

(適正使用の確保)

第13条 県は、商標の使用状況について、使用者に対し必要に応じて報告を求め、または検査を行うことができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、商標の使用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

(別表1) 指定商標区分

商標の区分	指定商品
第30類	菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、リゾット、パエリア、即席菓子のもと、酒かす、食用粉類